

「政務活動費の指針」の改定について

1 改定の経緯

- 令和4年7月～12月 政務活動費連絡会が政務活動費のあり方を検討
(全12回開催)
- 12月7日 政務活動費連絡会が検討結果として報告書を決定
- 12月16日 政務活動費連絡会座長が検討結果を団長会に報告し、
団長会が了承

2 改定の概要

(1) 事前確認の実施

令和3年度から令和4年度にかけて試行した新たな仕組みによる事前確認を令和5年度交付分から次のとおり正式実施することとした。

(事前確認の実施方法)

① 事前確認書類の提示時期

会派及び議員は、支出伝票及び支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。

なお、この提示は、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

4月～6月支出分 → 7月末日まで

7月～9月支出分 → 10月末日まで

10月～12月支出分 → 1月末日まで

1月～2月支出分 → 3月15日まで

3月支出分 → 4月10日まで

※ 改選期の4月支出分の提示時期は、別に議長が定める日とする。

② 事前確認の主な内容

議長は、主として「使途が政務活動費に充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」について確認する。

事前確認の結果、提示された書類について議長が修正又は追加の必要があると認めた場合は、会派又は議員に対し、修正等を求める。

修正等を求められた会派又は議員は、必要な修正等を行い、改めて議長に提示する。

議長は、事前確認後、支出伝票に確認済みの表示を行う。

(2) インターネットの利用による収支報告書等の公開の実施

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程第8条の規定に基づき、令和6年度から、前年度交付分について、議長提出された収支報告書並びに会計帳簿の写し及び証拠書類等の写し（以下「収支報告書等」という。）のインターネットの利用による県議会ホームページ上での公開を行う。

ただし、令和5年度交付分に係る県議会ホームページ上での公開対象書類は、改選後の5月交付分以降のものに限る。

インターネットの利用による県議会ホームページ上での公開は、書面による閲覧開始日の翌日から起算して2月以内に開始し、会派及び議員が収支報告書等を議長に提出する期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで掲載する。

3 適用時期

令和5年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。